

所属所の事務担当者に申し出てください。

退職後に再就職しないことが確実な方の

任意継続組合員の事前受付

を行います



退職後の健康保険は？

■今までどおり受診できる？

退職により組合員資格が喪失すると、公立学校共済組合の資格では医療機関等を受診できなくなります。日本は国民皆保険制度を取っているため、退職後も何かしらの保険に加入する必要があります。

■どの健康保険に入れるの？

①再就職先の健康保険、②国民健康保険、③任意継続組合員制度、④家族の加入する健康保険等の被扶養者のいずれかとなります。

再就職先の健康保険に入らず、家族の扶養にも入らない方は、ご自身で国民健康保険と任意継続組合員のどちらかを選択して、加入することになります。

■任意継続組合員制度はどんな制度？

退職後も引き続き公立学校共済組合の組合員として、ほぼ同様の給付等が受けられる制度です。

対象者：退職日までに、引き続き1年1日以上の公務員共済組合の組合員期間があり、任意継続組合員制度への加入を希望する方。

事前受付のポイント！

■事前受付とは？

3月31日に退職する方で、退職後、再就職等※をしないことが確実な方のうち、任意継続組合員を希望する方が、退職を待たずに申し込める事前の受付です。早期に手続を完了することで、4月にスムーズに保険診療を受けることができます。

※ 再就職等とは、次ページQ1で示される「申し込めない人」の総称です。

所属所の締切りまでに提出してください。

■受付期間は？

令和8年1月26日（月）から2月6日（金）まで

■受付方法は？

①申出

・所属所の事務担当者に申し出て、申出書等をもらう※



②提出

・記入した申出書等を、所属所の事務担当者に提出

③納付

・3月上旬に所属所の事務担当者から納付書を受け取り、掛金を納付



※ 今回の事前受付後も、再度、2回目の事前受付（2月9日から3月31日）を行います。また、事前受付で申し出をしなかった場合も、所属所を通じ、退職の日から起算して20日以内は申し込むことができます。

※ 公立学校共済東京支部のホームページにも様式を掲載しています。

国民健康保険と任意継続組合員の違いは？

	国民健康保険	任意継続組合員制度
医療費自己負担 	加入～69歳 3割 70歳～74歳 2割（一定以上所得者は3割）	加入～69歳 3割 70歳～74歳 2割（一定以上所得者は3割） ○附加給付※1あり
掛金 	前年度の所得 を元に算出 (退職後1年目は、現職時の所得に基づいて保険料が決定されるため、高額になる場合がある。現職時より退職後の収入が少ない場合は、 2年目以降の保険料は低くなることが多い。) ⇒具体的な金額は 国民健康保険 に確認	退職時の標準報酬月額 又は 前年9月30日における 全組合員の平均標準報酬月額※2 の 少ない額 を元に算出（2年間ほぼ同じ金額）
被扶養者の認定	なし	有（被扶養者の有無で掛金の変動なし）
加入期間の上限	なし	2年間
加入申込み	国民健康保険 （お住いの自治体）に確認	退職時の所属所 を通じて共済組合に申込み

※1 附加給付⇒ 同一月における患者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとの窓口負担額を1件として、それぞれ2万5千円を超えた場合に支給される、共済組合独自の制度。

※2 前年9月30日における全組合員の平均標準報酬月額⇒令和8年度 41万円

掛金はどうやって計算する？

具体的な計算は、所属所を経由して配布している「令和8年度版 任意継続掛金の計算シート」をご利用ください。

（例）退職時の標準報酬月額が41万円で60歳の場合⇒掛金：**年額54万8,964円**

（令和8年1月時点の予定額）

Q&A

Q1 任意継続組合員に申し込み人は？

A1 退職後、次に該当する方は、申出を行うことができません。

●再任用職員（フルタイム・短時間勤務）として働く方

●臨時の任用教職員や会計年度任用職員（日勤講師等）として働く方で、共済組合に加入する方
(時間講師として働く方は、任用期間・時数等によっては共済組合に加入することができます。加入要件を満たしているか次の勤務先に事前にご確認ください。)

●民間企業等に再就職をする方で、就職先の健康保険に加入する方

(民間企業のパート勤務でも、一定の要件を満たす場合には就職先の健康保険に加入することができます。加入要件を満たしているか次の勤務先に事前にご確認ください。)

●健康保険の被扶養者になる方

●後期高齢者医療制度に加入している方

●退職日までに、引き続く公務員共済組合の組合員期間が1年1日未満の方

(令和7年4月1日以降に共済組合の組合員となった方は加入できません。組合員期間には過去に任意継続組合員であった期間は含みません。)

Q2 任意継続組合員の掛金が概ね現職の時の2倍なのはなぜ？

A2 現職時の健康保険は被用者保険のため、掛金を雇い主と組合員で折半することになっています。退職により、雇い主と折半することはなくなるため、その分を組合員が負担することになります。

※ご不明な点は、所属所の事務担当者にお問合せください。

公立学校共済組合東京支部給付貸付課資格担当

（令和8年1月）